

沿岸漁業改善資金

資金名	資金種類	貸付内容	貸付利率	償還期間 据置期間含む (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額（原則として、総事業費の80%を限度とする。）			
経営等	操船作業省力化機器等設置資金	自動操舵装置 遠隔操舵装置 サイドスラスター レーダー 自動航跡記録装置 GPS受信機	無	7年以内。 ただし、農工商等連携事業実施資金及び農林漁業有機物資源生産措置実施資金は9年以内。	1年以内。 ただし、農工商等連携事業実施資金は3年以内、農林漁業有機物資源生産措置実施資金は1年以内。	100万円 50万円 400万円 180万円 120万円 130万円	総額で 500万円		
	漁ろう作業省力化機器等設置資金	動力式つり機、潮流計 ラインホーラー等の揚縄機、ネットホーラー等の揚網機 漁業用ソナー、巻取りウインチ、漁獲物等処理装置 カラー魚群探知機 海水冷却装置 海水殺菌装置 放電式集魚灯 漁業用クレーン				500万円 120万円 500万円 150万円 180万円 300万円 200万円 400万円	総額で 500万円		
	補機関等駆動機器等設置資金	補機関 油圧装置				400万円 500万円	総額で 500万円		
	燃料油消費節減機器等設置資金	推進機関（漁業用環境高度対応機関） 定速装置 発光ダイオード式集魚灯				2,400万円 120万円 1,300万円	総額で2,500万円		
改善	新養殖技術導入資金	養殖施設、種苗の購入及び生産、餌料等	利	4年以内。 ただし、農工商等連携事業実施資金及び農林漁業有機物資源生産措置実施資金は5年以内。	2年以内。 ただし、農工商等連携事業実施資金は3年以内、農林漁業有機物資源生産措置実施資金は2年以内。	400万円			
	資源管理型漁業推進資金	①資源管理措置を行うのに必要な改良漁具等 ②低利用、未利用資源の開発等を行うのに必要な漁具等 ③漁獲物の付加価値向上を行うのに必要な活魚出荷のための施設等				1,200万円			
資金	環境対応型養殖業推進資金	①養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌内容、量、方法の改善を行うのに必要な造粒機等 ②養殖業の安全性の確保を目的として漁網防腐剤を使用しないで養殖を行うのに必要な金網いけす等 ③①又は②に関連して必要な餌料成分分析機等	子	10年以内。 ただし、農工商等連携事業実施資金及び農林漁業有機物資源生産措置実施資金は12年以内。	3年以内。 ただし、農工商等連携事業実施資金は5年以内。	1,200万円（認定漁場計画に基づく場合は、2,000万円）			
	乗組員安全機器等設置資金	転落防止用手すり、安全カバー装置 揚網機安全装置				5 5	1 1	50万円 40万円	総額で 150万円
金	救命消防設備購入資金	救命胴衣、救命浮環、救命浮輪、信号紅炎、消火器 イーバブ レーダートランスポンダ 小型漁船緊急連絡装置		5 5 5 5	— — — —	10万円 60万円 65万円 130万円	総額で 130万円		
	漁船転覆防止機器等設置資金	漁獲物の横移動防止装置 甲板下の魚そう				5 5	1 1	30万円 100万円	総額で 150万円
	漁船衝突防止機器等購入資金 漁具損壊防止機器等購入資金	レーダー反射機、無線電話 漁具の標識（灯火付きブイ、レーダー反射器付きブイ）				5 5	— —	40万円	総額で 80万円
生活改善	生活合理化設備資金	し尿浄化装置、改良便そう 自家用排水施設（動力ポンプ除く）、太陽熱利用温水装置		3 2	— —	30万円 10万円			
	住居利用方式改善資金	居室、炊事施設、衛生施設、家事室等の改造				7	—	150万円	
青年	婦人・高齢者活動資金	漁船用機器、漁具、種苗等		3 5 5	— 1 1	— 180万円（月額15万円、12ヶ月を限度） 100万円	総額で 180万円		
	研修教育資金	国内研修 国外研修				5 5	— 1	150万円 100万円	
成漁業者	高度経営技術習得資金	近代的な沿岸漁業の経営方法、技術の習得に必要な費用		5 10	— 1	150万円 2,000万円（部門経営は800万円、青年漁業者が中心となって漁業経営改善のための意欲的な取組を行おうとするものとして水産庁長官が定めるものは5,000万円）			
	漁業経営開始資金	沿岸漁業を開始するのに必要な費用				3			

※農工商等連携事業実施資金とは、農工商等連携促進法（平成20年法律第38号）第4条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同項に規定する農工商等連携事業計画に従って実施される農工商等連携促進法第2条第4項に規定する農工商等連携事業を実施するのに必要な資金をいう。

※農林漁業有機物資源生産措置実施資金とは、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第4条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同法第4条第1項に規定する生産製造連携事業計画に従って同法第2条第3項第2号イに掲げる措置を実施するのに必要な資金をいう。